

生命保険業界における取り組み

平成25年10月18日

日本生命保険相互会社
社団法人生命保険協会

0. はじめに

○生命保険会社の資産運用の特徴

【予定利率に見合う安定収益の確保】

- ・ 生命保険会社は、将来の保険金支払いに備え、保険料を主に責任準備金として積み立てている
- ・ 保険料は一定の予定利率で割り引き算出しているため、その予定利率に見合う安定収益をあげる必要がある

【生命保険資金の長期性】

- ・ 生命保険契約は、20・30年、終身といった長期に亘る契約であり、この期間、保険金支払いを保証する必要がある

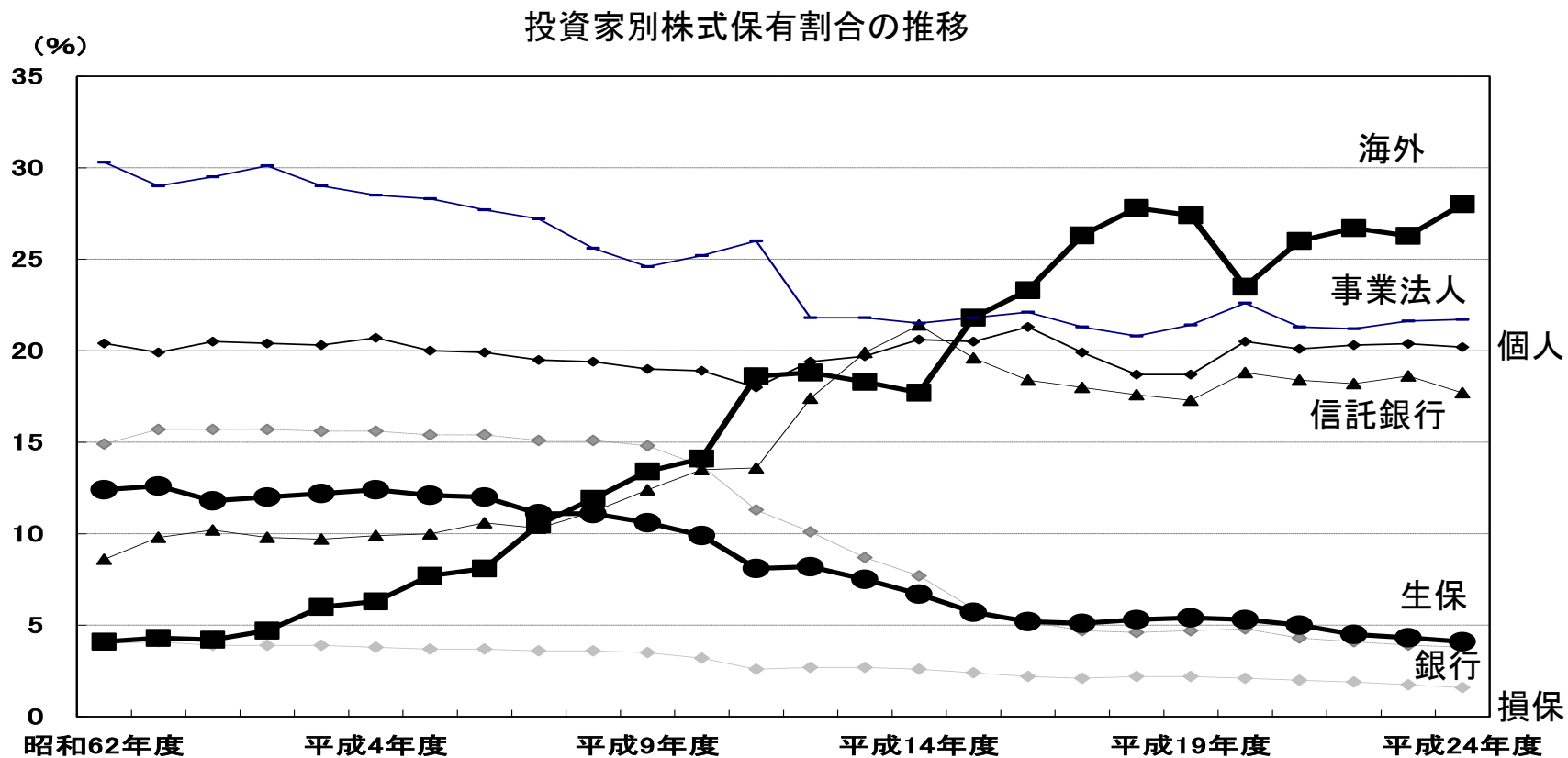
【生命保険会社に求められる資産運用】

- ・ 短期的利益を追求するのではなく、長期に安定した配当や利息の受け取り等に繋がる、公社債投資・融資・株式投資等による資産運用を行うことが重要である

0. はじめに

○生命保険会社の株式投資の状況

- ・生命保険会社の株式保有比率は低下傾向
- ・投資家全体に占める保有割合は平成24年度末時点で、4.1%



0. はじめに

○日本生命の株式投資スタンス

【投資スタンス】

- ・ 生命保険事業の公共性・負債特性に鑑み、長期投資・分散投資等を基本とし、日本経済・社会の健全な発展に資する投資を心掛ける
- ・ 収益性が高く継続的な成長が期待できる企業や、株主への利益還元に向きに取り組んでいる企業等に投資を行う
- ・ 投資先企業の企業価値向上を通じた株主還元を中長期にわたり安定的に享受していく

1. 投資先企業との対話の現状について

○生命保険協会における取り組み

「生命保険協会調査(株式価値向上に向けた取り組みについて)」

【目的】

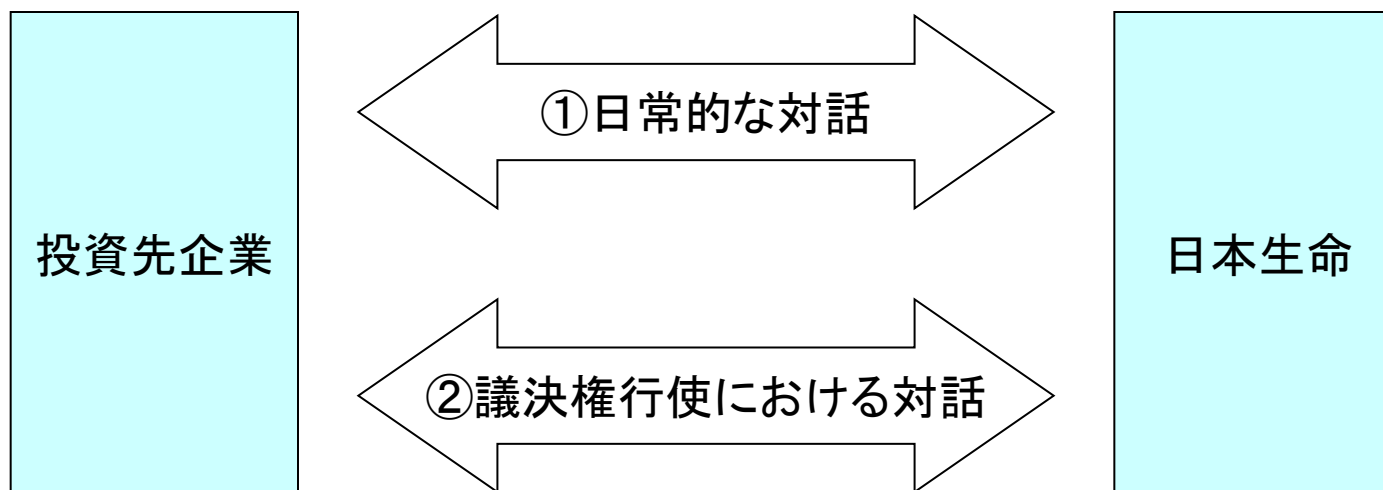
- ・ 企業と株主が十分なコミュニケーションを行いつつ、課題の共有化とともに長期的な視点で株式価値の向上を進める
- ・ 投資先企業が膨大な数に及ぶ中、業界が一丸となり効果的に取り組む

【取り組み内容】

- ・ 昭和49年より39年間に亘り、毎年実施
- ・ H24年度は、上場企業1,129社と投資家144社(生保21社、銀行(信託銀行含む)39社、投信・投資顧問76社等)を対象にアンケート調査
- ・ 多岐に渡る質問項目を設定(上場企業40問、投資家36問)
- ・ 調査を踏まえ、生保協会では、H24年度は中期経営目標の設定・公表や適切な株主還元の一層の充実等の要望を策定・公表
- ・ 対象となっている上場企業等に報告書を送付

1. 投資先企業との対話の現状について

○日本生命における取り組み



① 日常的な対話

【取り組み内容】

- ・ 企業訪問や決算説明、IRの機会等をとらえ、企業との直接ミーティングを実施
- ・ 企業価値向上に向け、事業戦略や株主還元方針など、様々なテーマについて対話を実施

② 議決権行使における対話

【取り組み内容】

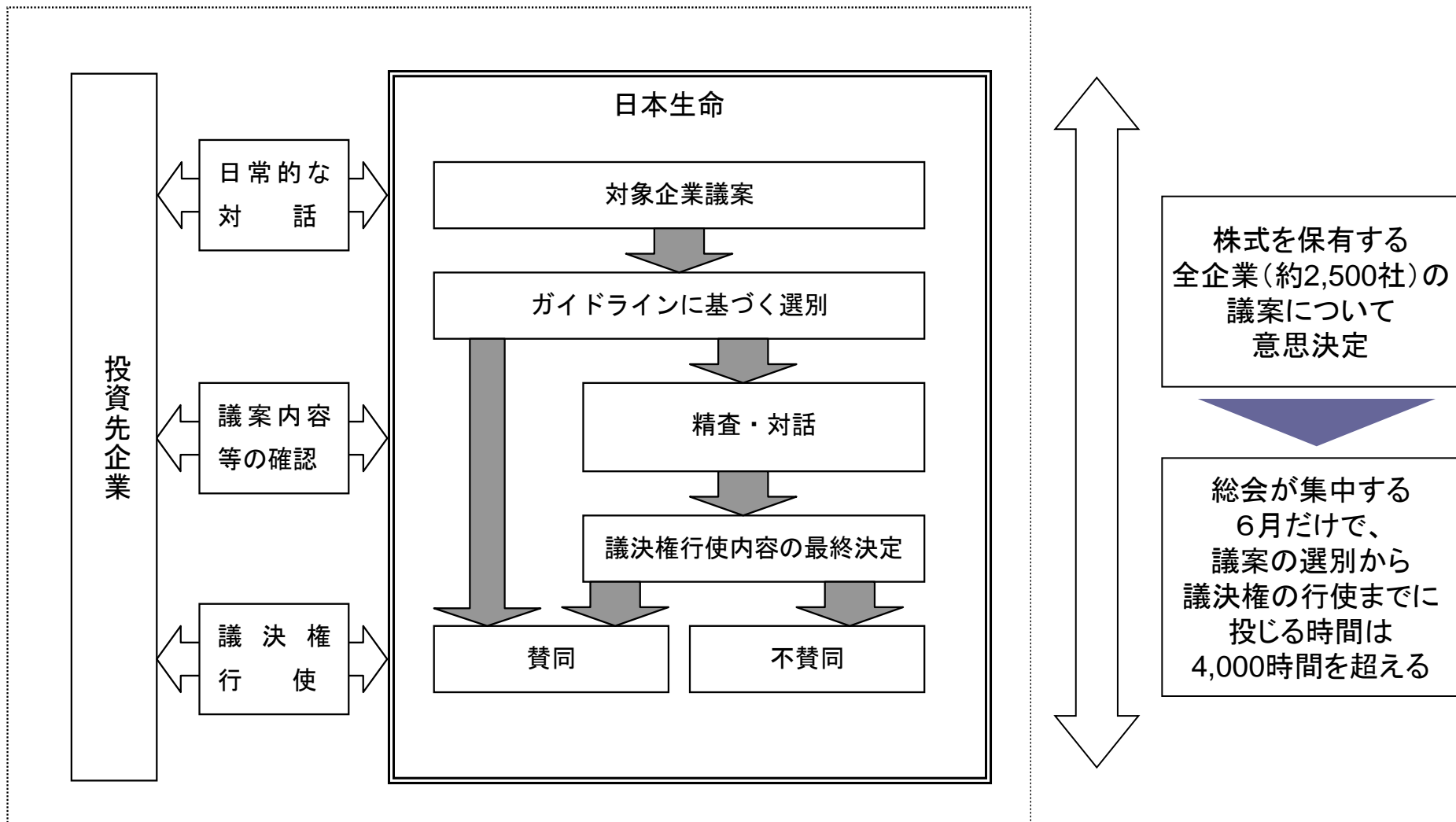
- ・ 議案の内容を個別検討し、精査対象とする議案の選別を行った上で対話を実施
- ・ 議案内容に応じて対話を実施し、企業の考えの把握や本社方針・考え方の共有化等を図る目的

2. 議決権行使にあたっての考え方(日本生命の場合)

【議決権行使に関する考え方】

- ・ 定型的・短期的な基準のみで画一的に賛否を判断するのではなく、判断のプロセスにおいて企業との積極的な対話に努め、中長期的な企業価値向上や株主還元向上に向けた課題意識を共有することを重視
- ・ 個々の議案を精査する中で、例えば、法令違反など株主利益を毀損していると判断される場合等には、対話等を通じて株主として必要な働きかけ等を行う
- ・ 対話を通じて中長期的な企業価値の向上を促し、それでも改善が見られない場合には、議決権行使による意思表示や、投資対象からの除外を行う

2. 議決権行使にあたっての意思決定プロセス(日本生命の場合)



3. 英国スチュワードシップ・コード(7原則)と業界の現状との比較

原則1 機関投資家は、スチュワードシップ責任をどのように果たすかについての方針を公に開示すべきである。

○生保業界・日本生命における取り組み

- ・ 議決権行使に関するガイドラインを作成するとともに、「考え方」について公表

原則2 機関投資家は、スチュワードシップに関連する利益相反の管理について、堅固な方針を策定して公表すべきである。

○生保業界・日本生命における取り組み

- ・ 保険業法に基づき、利益相反管理方針を定め公表

原則3 機関投資家は、投資先企業をモニタリングすべきである。

○日本生命における取り組み

- ・ アナリストが投資先企業の業績、ニュース等をモニタリング
- ・ 投資先企業との対話を通じ、経営課題・株主還元の方針等を確認し、必要に応じ、当方の要望を伝達
- ・ 優先度をつけて、投資先企業の株主総会に出席

3. 英国スチュワードシップ・コード(7原則)と業界の現状との比較

原則4 機関投資家は、スチュワードシップ活動を強化するタイミングと方法について、明確なガイドラインを持つべきである。

○日本生命における取り組み

- ・ 増資や不祥事の発生等、中長期的な観点から株式価値の毀損が懸念される事態が判明したタイミングで、必要に応じ、対話を実施し、改善に向けた取り組みを働きかけ
- ・ 議決権行使のプロセスにおいて、中長期的な企業価値向上や適切な株主還元等の観点から精査対象とする議案を選別し、対話を実施した上で、改善が見られない場合には、議決権行使による意思表示を実施

原則5 機関投資家は、適切な場合には、他の投資家と協調して行動すべきである。

○生保協会における取り組み

- ・ 生保協会調査(株式価値向上に向けた取り組みについて)を実施し、要望を策定・公表しているほか、企業に報告書を送付

3. 英国スチュワードシップ・コード(7原則)と業界の現状との比較

原則6 機関投資家は、議決権行使および議決権行使結果の公表について、明確な方針を持つべきである。

○日本生命における取り組み

- ・ 議決権行使に係る方針を公表
- ・ 全ての保有株式について、議決権行使に係るガイドラインに基づき議決権行使
- ・ 議決権行使に際して、精査・対話をし、不賛同とした事例等を公表

原則7 機関投資家は、スチュワードシップ活動および議決権行使活動について、委託者に対して定期的に報告すべきである。

○日本生命における取り組み

- ・ 議決権行使に係る方針や議決権行使において精査・対話をし、不賛同とした事例等については、ホームページにおいて公表・適宜更新

4. 我が国資本市場と日本経済の中長期的発展のために

日本版スチュワードシップ・コードの検討における留意点

○各機関投資家の多様な取り組みを強化・推進

- ・ 例えば、生命保険協会における投資先企業へのアンケート調査・要望、中長期的な企業価値向上に向けた対話重視の取り組みを強化・推進

○企業と機関投資家のコミュニケーション環境の改善

- ・ 6月の株主総会が集中していることが、円滑な企業との対話や議決権行使の妨げになっているため、開催日の分散等による環境改善が必要

○多くの機関投資家の参加を実現

- ・ 日本版スチュワードシップ・コードにおいては、多くの機関投資家の参加を実現するために、各機関投資家が合意できる原則とすることが必要